

神戸市従業員労働組合 教育支部との交渉議事録

1. 日 時：令和6年3月21日（木）18：00～18：10

2. 場 所：教育委員会事務局 教育委員会室

3. 出席者：

（市）教育委員会事務局教職員課長、労務制度担当係長、他1名

（組合）書記長、書記次長

4. 議 題：「拠点校班長の勤務時間の変更について」

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、子供たちが安全で安心して教育を受けることができるよう、日々、限られた予算の中で創意工夫いただきながら、教育現場の第一線でご尽力いただいていることにつきまして、心より感謝申し上げます。本日は、「拠点校の班長の勤務時間の変更について」お示しさせていただきます。お手元にお配りした「拠点校の班長の勤務時間の変更について（案）」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。「1. 概要」についてですが、令和5年度より西神中学校に集約した班長について、令和5年7月1日から勤務開始時間を総括班長補佐に合わせて試行的に8時15分としたことにより、円滑な業務遂行が可能となったことから、令和6年度に新たに拠点校とする東落合小学校及び本多聞中学校に配属される班長のについても、勤務開始時間を8時15分に変更いたします。また、令和6年度に西神中学校に新たに配属される班長の勤務時間を8時15分といたします。

続きまして、「2. 実施予定時期」につきまして、令和6年4月1日から見直しを実施させていただきたいと考えております。私どもからは以上でございます。

（組合）ただいま、教職員課長より「拠点校の班長の勤務時間変更について」のご説明をいただきました。令和6年度、新たに東落合小学校と本多聞中学校を拠点校として、業務を円滑にするために班長の勤務時間の変更を試行的に行うということですが、我々といたしましても業務の円滑化と働き安い職場作りのための施策については推し進めていかななくてはならないと考えています。しかしながらそこで働く職員が少しでも不具合を感じた場合や問題が生じたときは、たとえ年度の途中であっても時間の変更や調整を柔軟に行えるような環境づくりをお願いしたい。

また、現在、令和5年度7月より西神中学校では勤務時間を変更して業務を試行的に行っている最中であります。既に時間変更して業務を行っている西神中学校の2年目、3年目の現場状況に対しても注視し、班長業務の負担が増えることのない様をお願いしたい。

勤務時間の変更とは我々働く者にとっては日々の生活リズムの変更となる大きなことです。毎日の業務が決してストレスの基にならないよう注視し、今後も十分な検証を求めます。